

新規就業者の定義について

第２回産業統計部会の議論を踏まえ、新規就業者の定義については、年齢に関する条件（年齢が満15歳以上65歳未満の者）を削除するとともに、表現の適正化を図る。

○ 定義(案)

調査期日前１年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下の①～③のいずれかに該当する者

- ① 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
- ② 他の仕事が主であったが、漁業が主になった者
（他産業に従事等）
- ③ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

○ 前回提示した定義

- 1 ①～③のいずれかに該当する者で、かつ、2及び3に該当する者
 - ① 過去に漁業に従事していなかった者
 - ② 漁業従事が従であった者（他産業に従事等）
 - ③ 普段の状態が仕事を主としていなかった者（学生等）
- 2 調査期日前１年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に新たに主として漁業に従事した者
- 3 調査期日時点の年齢が満15歳以上65歳未満の者

なお、上記定義の明確化に伴い、漁業経営体調査票を別添のとおり変更する。